令和８年度愛媛地方最低賃金審議会
第２回愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和８年 10 月６日（火）午前９時 55 分～午前 11 時 52 分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席　２名	定数　３名
	労働者代表委員	出席　３名	定数　３名
	使用者代表委員	出席　３名	定数　３名
主要議題	１　資料説明 ２　金額審議 ３　その他		

議事要旨

本会議は≪~~公開~~・非公開≫

１　資料説明

金額審議に関する資料について、事務局から説明を行った。

２　金額審議

（１）労働者側の主張（１回目）

物価上昇が続く中、労働者の生活の安定を確保するためには、地域別最低賃金の引上げに加え、特定最低賃金も積極的に引き上げる必要がある。また、特定最低賃金の引き上げは、地域内の消費の拡大、人材確保及び地域産業の持続的発展にもつながる。

愛媛県の電機産業の特定最低賃金は、他産業を下回っているが、電機産業が他産業に劣るものではない。また、地域別最低賃金 1,093 円との差は、14 円にとどまっており、電機産業で働く労働者の技能・責任に対する評価として十分な水準とは言い難く、地域別最低賃金との差額が小さい状況では、他県や都市部、あるいは県内の他産業への人材流出を抑えることは困難である。

電機産業の状況を見ると、燃料供給の不安定化やエネルギー価格の上昇など、企業を取り巻く経営環境の不確実性は高まっているものの、デジタル化やカーボンニュートラルに向けた投資などが、2026 年度業績の支えとなる見込みである。

また、2026 年電機連合総合労働条件改善闘争の結果では、大手組合で定期昇給に加えて平均 15,000 円から 18,000 円のベースアップがあり、一部の中堅中小企業では大手を上回るベースアップの実施も見られる。

以上の主張を踏まえ、他産業との均衡、人材流出防止の観点から、地協加盟組合 18 歳最低賃金協定額 6.3%に準じ、現行の特定最低賃金から 70 円を引き上げた 1,177 円（引上げ率 6.32%）を提示する。

（２）使用者側の主張（１回目）

愛媛県の電機産業の特定最低賃金は四国内の他県と比較すると高い。地域別最低賃金と

特定最低賃金の差額も、愛媛県は同ランクの他県と比較すると大きく、都市部周辺の一部の県を除けば、愛媛県の特定最低賃金は同ランク他県に引けを取らない金額である。

令和７年度の愛媛県の特定最低賃金は、電機産業特定最低賃金の全国加重平均を上回っており、その差額は、令和６年度より拡大していることから、今年度の特定最低賃金は、地域別最低賃金ほど大幅な引き上げは必要ない。

電機産業においては、光熱費や原材料費の負担増が続いているが、その一方で、価格転嫁は思うように進んでいない。また、中小企業における半導体の入手リードタイムは、コロナ禍に迫る勢いで長くなっており、事業環境は悪化傾向にある。

愛媛県最低賃金の引上げ、物価の上昇の状況から、特定最低賃金の引き上げも必要であることは理解しているが、原材料費、人件費等の増加する費用について、全ての価格転嫁ができていない状況から、これ以上の人件費の増額は難しい。

以上の主張を踏まえ、愛媛県最低賃金並の引上げは難しいが、人材流出を防止するための賃金アップは必要で、令和８年賃金改定状況調査結果第４表②のＢランク一般パート計の賃金上昇率 3.4%の引き上げが妥当であると考え、現行の特定最低賃金から 37 円引き上げた 1,144 円（引上げ率 3.34%）を提示する。

（３）部会長から、双方の提示額に隔たりがあるとして、各側委員に対し、結審に向けた歩み寄りを促した。

（４）労働者側の主張（２回目）

結審に向けた歩み寄りとして、現行の特定最低賃金額 1,107 円に協定を結んでいる４労組の 18 歳最低賃金昇給率の平均 6.3%を乗じた金額である 68 円引き上げた 1,175 円（引上げ率 6.14%）を提示する。

（５）使用者側の主張（２回目）

結審に向けた歩み寄りとして、影響率 17.57%を考慮し、現行の特定最低賃金から 40 円引き上げた 1,147 円（引上げ率 3.61%）を提示する。

（６）審議結果

依然として労使各側委員の主張に隔たりがあることから、部会長は、各側委員に対し次回結審に向けて歩み寄りを促し、審議を終了した。

３　その他

事務局から、今後の審議日程について説明を行った。　以上